



北海道



第2次

北海道動物愛護管理推進計画

(バーライズ プラン2018)

～ 動物と共生する北の大地 ～



バーライズ (Ber-Rise) プランとは、この計画が目指す2つの目標のキーワードを示したものです。

- Ber : Better relation (between human and animals)
(人と動物のより良い関係)
- Rise : Rich sentiment
(豊かな情操)

はじめに

北海道では、これまで「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した施策を推進するために、平成 20 年度から 10 年間の計画期間とする「北海道動物愛護推進計画」の第 1 次計画を策定し、各種施策を推進してきましたが、この度、計画期間の終了に伴い、今後も継続的に北海道内の動物愛護管理行政に資するため、平成 30 年度から 10 年間の第 2 次計画を策定しました。

第 1 次計画が策定されてから現在までの約 10 年間で、動物の愛護及び管理に関する法律が大きく改正されるなど動物愛護管理をめぐる社会情勢に大きな変化が生じ、また、北海道においても犬猫の致死処分頭数が大幅に減少するなど動物の愛護及び管理についての大きな前進が認められました。

一方で、道内外において動物の虐待や遺棄、一部の悪質な動物取扱業者による不適正な飼養やマナーの悪い飼い主に起因する動物の鳴き声や悪臭などによる近隣への迷惑問題が後を絶たず、いわゆる多頭飼育崩壊や動物による咬傷事故なども依然として発生しています。

このような中、第 2 次計画策定にあたっては、国の指針に即するとともに、第 1 次計画による成果と課題を踏まえ、より高い目標をもって今後 10 年間の北海道における動物愛護管理行政をさらに推進するための計画としたところです。

この計画の取組が、道民の皆様をはじめ、各関係機関等の協働のもとに実践され、人と動物との調和のとれた共生社会が実現できますよう、心から願っております。

平成 30 年 3 月

北海道環境生活部長 小 玉 俊 宏

目 次

| | ページ |
|---------------------------------|----------|
| 第1章 北海道動物愛護管理推進計画の基本的考え方 | 1 |
| 1 目 的 | 1 |
| 2 目 標 | 2 |
| 3 施策の視点 | 2 |
| 4 施策の柱 | 3 |
| 5 計画の位置付け | 4 |
| 6 目標年次及び対象範囲 | 4 |
| 7 計画の推進体制 | 5 |
| 8 計画の進行管理 | 6 |
| | |
| 第2章 施策の展開 | 7 |
| 1 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針 | 7 |
| (1) 動物の愛護及び管理に関する活動の全道的な推進 | 7 |
| (2) 長期的視点からの総合的・体系的なアプローチ | 8 |
| (3) 関係者間の協働関係の構築 | 8 |
| (4) 施策の実行を支える基盤の整備 | 9 |
| (5) 北海道の地域特性を踏まえたアプローチ | 10 |
| 2 施策別の取組 | 11 |
| (1) 動物の適正な飼養に関する事項 | 11 |
| 1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 | 11 |
| 2) 動物による危害や迷惑問題の防止 | 13 |
| 3) 所有者明示（個体識別）措置の推進 | 14 |
| 4) 動物取扱業の適正化 | 15 |
| 5) 実験動物の適正な取扱いの推進 | 16 |
| 6) 産業動物の適正な取扱いの推進 | 16 |
| (2) 普及啓発に関する事項 | 17 |
| (3) 体制整備に関する事項 | 19 |
| 1) 人材育成・確保 | 19 |
| 2) 災害対策 | 20 |
| 3) 動物愛護管理機関のあり方検討 | 21 |
| (4) その他必要な事項 | 22 |
| 3 計画の指標と目標値 | 23 |

第1章 北海道動物愛護管理推進計画の基本的考え方

1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）第5条には、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（基本指針）を環境大臣が定めることが規定されています。これに基づき、平成18年10月に基本指針が示され、平成25年9月に改正されたところです。

北海道動物愛護管理推進計画は、基本指針の趣旨に即し、北海道の地域特性や実情に応じた、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性と、中長期的な目標を明確化するとともに、この目標の達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、施策を計画的かつ統一的に遂行することを目的として、動物愛護管理法第6条及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（動物愛護管理条例）第3条第1項に基づき定めるものです。

動物愛護管理法

（基本指針）

第5条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第1項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

（第3項及び第4項は、略）

（動物愛護管理推進計画）

第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

動物愛護管理条例

第3条 道は、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 目標

本計画は、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例の制定趣旨に即して、次の2点を目標とします。

(1) 人と動物とが共生する社会づくりを進めます

動物が伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になりつつある一方、動物の虐待・遺棄、安易な繁殖や飼養放棄、不適切な飼養に起因する迷惑問題や傷害事件なども依然として発生しています。

そこで、動物の命を尊重しながら、動物との正しい付き合い方を理解し、人と動物とのより良い関係を作っていくことで、人と動物とが共生する社会の形成を目指します。

(2) 道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していきます

動物虐待事件やいじめ、自殺問題などの背景として、現代社会では生命に対する畏敬の念や互いを尊重する精神が不足しているという指摘があります。

そこで、動物とのかかわりを通して、生命尊重の精神と弱者への友愛を育み、豊かな情操の醸成と涵養を目指します。

3 施策の視点

動物の愛護及び管理に関して講じていく施策は、次の4点を主な視点として取り組めます。

- (1) 動物の愛護と管理に関する活動を、広く道民に根付いた活動として推進していきます。
- (2) 長期的視点に立って、総合的かつ体系的に施策を展開します。
- (3) 動物の愛護と管理にかかわる関係者間の協働関係を構築していきます。
- (4) 施策を実行していくための支えとなる基盤を整備します。



4 施策の柱

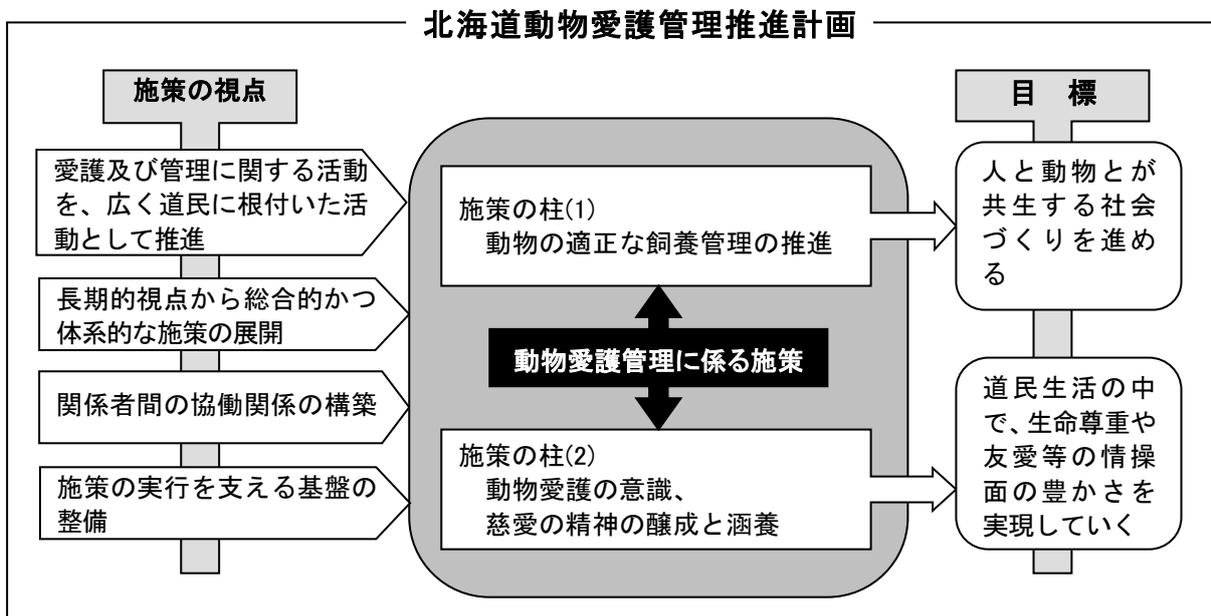
本計画に掲げる2つの目標を達成するために特に重要な事項となる「施策の柱」は次の2点です。

(1) 動物の適正な飼養管理の推進

人と動物とが共生する社会をつくるには、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられ、人と動物の間であつれきが生じない社会の形成が重要となります。その第一歩として、動物の適正な飼養管理を推進していかなければなりません。

(2) 動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養

自分自身を含むすべての生命を尊重し、かかわりあいを持つ「命あるもの」に対して友愛等の情操面の豊かさを実現していくためには、多様な生命の存在を理解し、その生命を尊重する動物愛護の意識を啓発するとともに、弱い存在である動物に対して、慈愛の精神を生み、育てていかなければなりません。



5 計画の位置付け

本計画は、動物愛護管理法第6条の規定に基づき、長期的視点から北海道における動物の愛護及び管理に関する具体的な施策展開の方向性を明らかにするものとして策定するものですが、自治体が行う動物の愛護及び管理に関する各種施策の基本的事項を定めるものとして、自治体ごとに策定される行政基本計画等の個別計画としての性格を有するものです。

北海道においては、「北海道総合計画」の特定分野別計画として位置付けられる「北海道環境基本計画」で、動物の愛護と管理にかかわる関連計画として位置づけています。



6 目標年次及び対象範囲

(1) 目標年次

本計画の期間は10年間とし、平成39年度を目標年次としますが、目標については可能な限り早期に達成するよう努めることとします。

なお、目標年次までの間に動物愛護管理法や国が定めた基本指針等が改正された場合は、必要に応じた見直しを行うこととします。

(2) 対象範囲

① 対象地域

北海道内のすべての区域を対象とします。

② 対象動物

動物愛護管理法で定める「愛護動物」とします。

動物愛護管理法で定める「愛護動物」とは、次の動物を指します

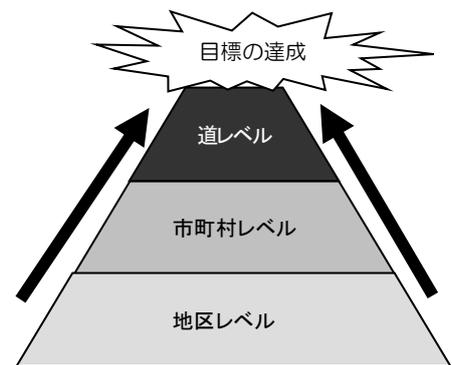
- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる
- 2 1のほか、人が占有している動物で、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの
(動物愛護管理法第44条第4項)

7 計画の推進体制

動物愛護管理法では、都道府県（北海道）、指定都市（札幌市）、中核市（旭川市、函館市）に、犬猫の引取りなどの具体的事務を定めているほか、国とすべての地方公共団体に対して、動物愛護の普及啓発などに努めるよう規定されており、計画の推進には、国の出先機関や市町村を含めたすべての地方公共団体の関与が必要となります。

また、道民の皆さんから、積極的な協力を幅広く得ることも必要となります。

そこで、計画の推進にあたっては、行政機関、獣医師・業界・動物愛護・動物の所有者等の各団体、学術研究機関などの専門機関・団体のみならず、道民の皆さんが、それぞれに適切な役割分担の下でネットワーク化され、道レベル、市町村レベル、地区レベルといった重層的な構成を図りながら臨む必要があります。



| 計画推進にあたっての役割分担 | 国（環境省） | 北海道 | 札幌市 （指定都市） | 旭川市・函館市 （中核市） | 小樽市 （保健所設置市） | その他市町村 |
|-------------------|--------|-----|---------------|------------------|-----------------|--------|
| 指導や普及啓発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 動物取扱業の監視指導等 | | ○ | ○ | △ | △ | △ |
| 特定動物の飼養・保管の監視指導等 | | ○ | ○ | △ | △ | △ |
| 特定移入動物の飼養の監視指導等 | | ○ | △ | △ | △ | △ |
| 犬、猫の引取り、負傷動物の保護収容 | | ○ | ○ | ○ | ☆ | ☆ |
| 災害発生時の動物の保護収容 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 動物愛護推進員の委嘱・活動 | | ○ | ○ | ○ | △ | ☆ |

○：実施主体となるもの △：実施主体に協力するもの

☆：実施主体に協力するものですが、一部実施主体となる場合があるもの

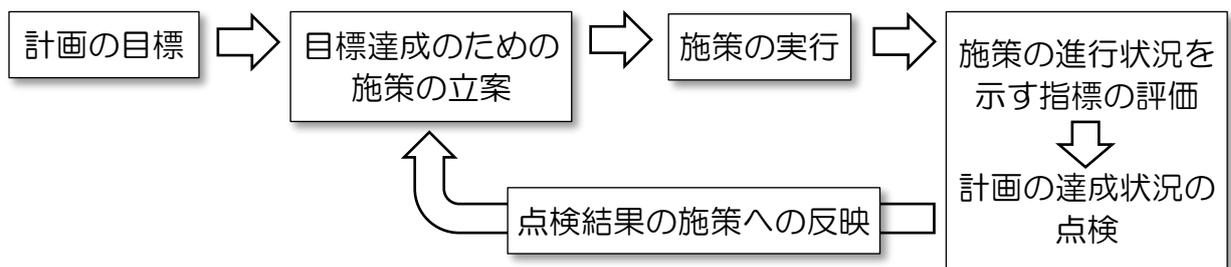
動物愛護管理条例の規定

| 道の責務（第3条） | 道民の責務（第4条） | 飼い主の責務（第5条） |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施 ○施策の実施にあたっては、市町村と緊密に連携して推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○命あるものである動物の愛護 ○道が実施する施策に協力 | <ul style="list-style-type: none"> ○飼い主責任の自覚 ○適正飼養による動物の健康と安全の保持 ○適正飼養による侵害や迷惑の防止 |

8 計画の進行管理

- (1) 動物の愛護及び管理に関する関係者間の共通認識が形成しやすくなるよう、目標の達成状況をできる限り客観的に把握するための定量的な指標を定めます。
(第2章で記載)
- (2) 計画を着実に進めるため、毎年、(1)で定めた指標の評価により計画の達成状況を点検し、その結果を公表するとともに、施策に反映させることとします。

【進行管理のイメージ】



第2章 施策の展開

1 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

動物の愛護及び管理に関する実施すべき施策に関しては、次の方針を基本として進めていきます。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する活動の全道的な推進
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的なアプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備
- (5) 北海道の地域特性を踏まえたアプローチ

(1) 動物の愛護及び管理に関する活動の全道的な推進

動物の愛護及び管理に関する活動を全道的に推進するためには、動物に対する道民全体の共通理解を形成する必要があります。

しかし個々人の意識には、動物自体を嫌いと考える人や、犬は好きでも猫は嫌いといった動物種ごとの好き嫌いなど様々であり、また居住地の地域性の違いなどもあることから、多くの道民の共感と呼び、幅広い層が自主的に参加できる活動を、学校、地域、家庭等において実施する必要があります。

そこで、例えば動物介在活動によるメンタルヘルスケアや教育など、動物とのかかわりによって享受できる様々な効果が広く認識され、こうした活動を通じて、動物に対する理解を広げていくことはとても有効な手段だと考えられます。

ただし、過去に動物から傷害を受けたなどの精神的な面や、アレルギーがあるなどの体質的な面から、動物とのかかわりを望まない人がいることにも留意し、その権利を尊重しながら活動を進めることも必要です。



キーワード： 共通理解の形成と個人の尊重

(2) 長期的視点からの総合的・体系的なアプローチ

動物の愛護や管理に関する施策は、対象とする動物の種類や、人と動物とのかかわりの分野の違いによって、様々な実施主体が実施又は関与していること、動物の愛護や管理に関して発生する問題は、道民のライフスタイルや価値観等に深くかかわるため施策の効果が直ちに表れない性質を有することを考慮し、長期的視点を持ちながら、総合的・体系的に取り組む必要があります。



(3) 関係者間の協働関係の構築

動物関係業務の窓口は、自治体ごとに多様であり、動物が関係する問題が発生した場合には、幅広い部局、機関、団体間での協働関係の構築が必要となります。

【動物愛護行政窓口】

道： 他県にみられる動物愛護センターのような動物愛護管理業務を一元的に所管する機関がないため、複数機関（一部業務委託）で分担しながら対応しています。

- 動物愛護管理全般（苦情相談、第一種動物取扱業登録、特定動物（危険な動物）の飼養許可など）
環境生活部環境局生物多様性保全課、（総合）振興局保健環境部環境生活課
- 犬、猫の引取り 保健所生活衛生課
- 負傷動物の保護収容 道が（公社）北海道獣医師会に業務委託

札幌市： 動物管理センターが総合的に対応

旭川市： 動物愛護センターが総合的に対応

函館市： 保健所生活衛生課が総合的に対応

【動物関係業務の行政対応窓口】

小樽市： 保健所生活衛生課（動物衛生担当）

その他市町村： 衛生担当課

【北海道動物愛護推進協議会】

設置年月日：平成 16 年 2 月 6 日

構成団体：（公社）北海道獣医師会、（公社）日本愛玩動物協会北海道支所、（公社）日本動物園水族館協会北海道地区、北海道オールペット組合、北海道ペット事業協同組合、酪農学園大学、北海道市長会、北海道町村会、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、北海道教育庁、北海道（計 14 団体）

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物愛護管理に関する施策を進めていくには、多様で幅広い協働活動が必要となることから、これらの中心的な位置付けとなり、総合調整が行える拠点となる場を道及び地域のレベルで整備していくことが、重要な課題となっています。

一方、近年、保護・収容動物の譲渡事業などにおいて、動物愛護団体等による施策への貢献が大きくなっており、今や施策を支える重要な柱であると言っても過言ではありません。

北海道、札幌市及び旭川市では、動物愛護管理法に基づき「動物愛護推進員制度」を設立し、地域ごとに施策に協力いただくボランティアとして「動物愛護推進員」を委嘱しています。今後、推進員による活動と動物愛護団体等による活動が連携し、各地域において展開されることが期待されます。

また、協働を進めていく上で、動物愛護推進員や動物愛護団体、業界団体のレベルアップ・育成支援も重要な課題となっています。

キーワード：協働による取組み

北海道動物愛護推進員制度とは

動物愛護管理法第38条の規定に基づき設置するもので、動物愛護管理施策に協力する意欲のある道民の方(※)に、ボランティアとして、動物の愛護や正しい飼い方について、普及啓発活動を担ってもらう制度です。

※ 動物愛護推進員は、動物愛護管理法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が委嘱することとされているため、札幌市、旭川市及び函館市の市民の方は、知事が委嘱するこの推進員制度の対象外となります。また、石狩市は独自に動物愛護推進員を委嘱することとしているため、石狩市の市民の方も同様に対象外となります。

募集：全道170名を上限とし、(総合)振興局毎に応募を受付

要件：道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く)に居住する18歳以上で、犬、猫等の動物愛護と適正飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があつて、関係法令を遵守している人

任期：約2年間

〈主な活動内容〉

- ① 地域における犬、猫等の動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発
- ② 道及び市町村が開催する動物愛護週間関係行事への支援協力
- ③ 道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力
- ④ (総合)振興局が開催する会議、研修会への出席と活動報告

動物愛護管理法

(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(5) 北海道の地域特性を踏まえたアプローチ

施策を進めていくには、次に掲げる北海道の地域特性に鑑みながら、取り組む必要があります。

- 自然豊かで多くの野生動物が生息する北海道の自然環境
- 極めて広大な面積を有する北海道の広域性及び寒冷な気象条件
- 自然と共生する世界観を有するアイヌ民族による動物の飼養・利用や開拓期から続く家畜の幅広い利用、近年の動物愛護概念の普及など、北海道における動物の愛護及び管理に関する歴史的経緯



2 施策別の取組

(1) 動物の適正な飼養に関する事項

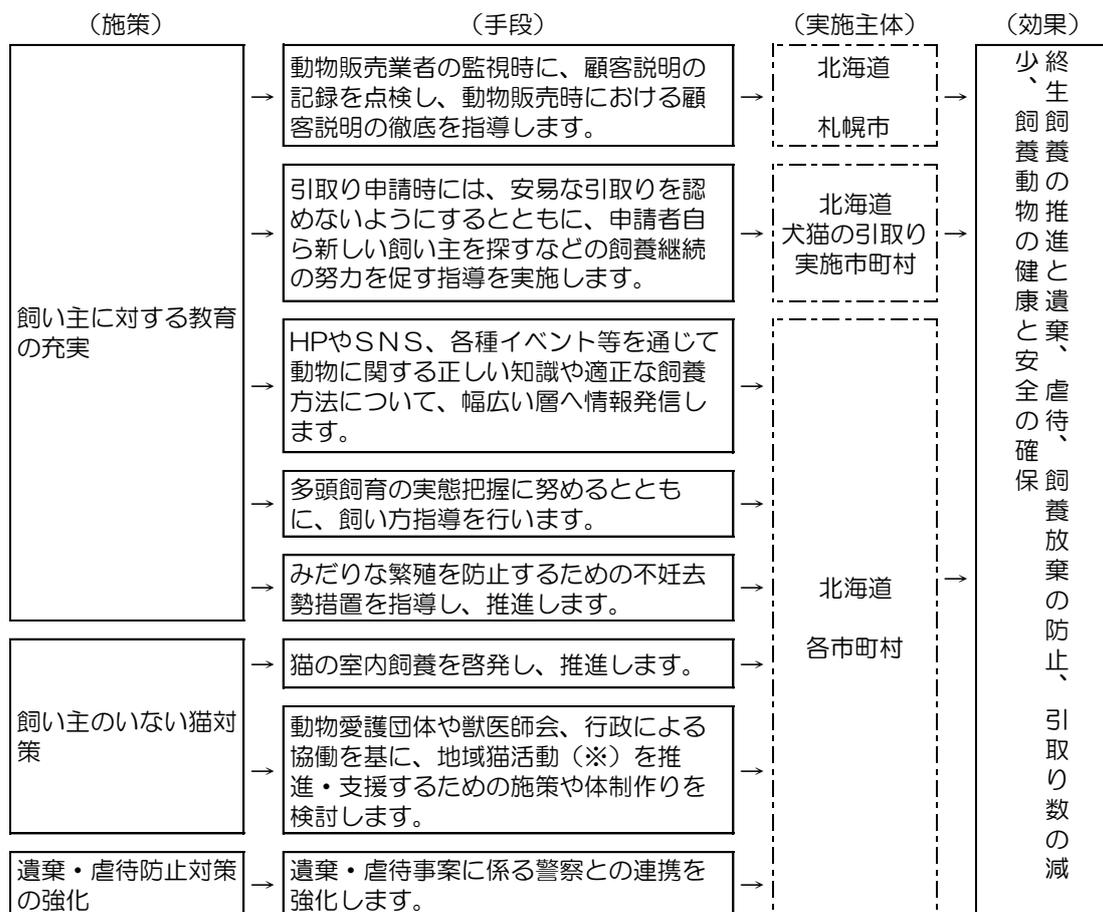
1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

現状と課題

- 飼い主（所有者又は占有者を指す。以下同じ。）としての責務の欠如や正しい知識を持たないで飼養を開始することが、不適正な飼養や安易な飼養放棄につながっている
- 無秩序な繁殖により著しく飼養頭数が増え、飼養継続が困難となる事態が発生している
- 犬、猫の引取りにおける飼い主不明の猫の割合が高くなっており（グラフ1参照）、飼い主不明の猫の多くを占める飼い主のいない猫の対策が必要である
- 一部において遺棄・虐待等の問題が発生しており、防止対策を強化する必要がある

平成24年の動物愛護管理法改正により、飼い主の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化されましたが、依然として不適正な飼養や飼育放棄、無秩序な繁殖、遺棄・虐待が見られます。また、近年引取り数全体は減少したものの、そのうちの飼い主不明の猫の割合が高くなっています。

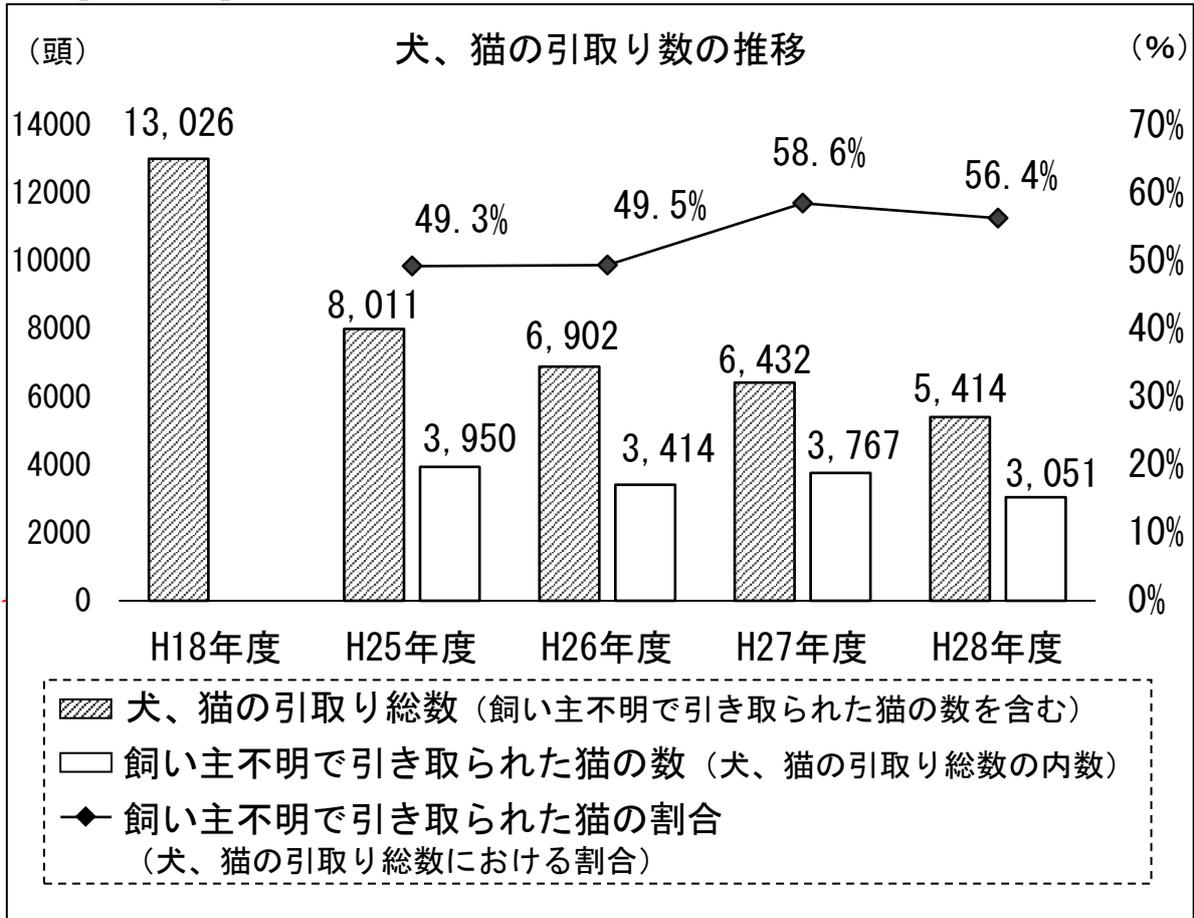
そこで、飼い主に対する教育の充実、飼い主不明の猫の多くを占める飼い主のいない猫の対策及び遺棄・虐待防止対策の強化の施策を進め、動物が、生涯にわたり、健康で安全に暮らせるようにします。



指標：犬猫の引取り数

（詳細は23ページの「3計画の指標と目標値」参照）

【グラフ1】



※ 地域猫活動とは

飼い主のいない猫に対して、不妊去勢手術を施して数を増やさないようにした上で、エサの管理や周辺美化などの飼育ルールを地域で設け、地域住民の認知と合意を得ながら、一代限りの生を全うするまで地域において適切に管理していく活動のことです。

このような、地域猫活動の下で適切に管理されている猫のことを「地域猫」と呼んでいます。



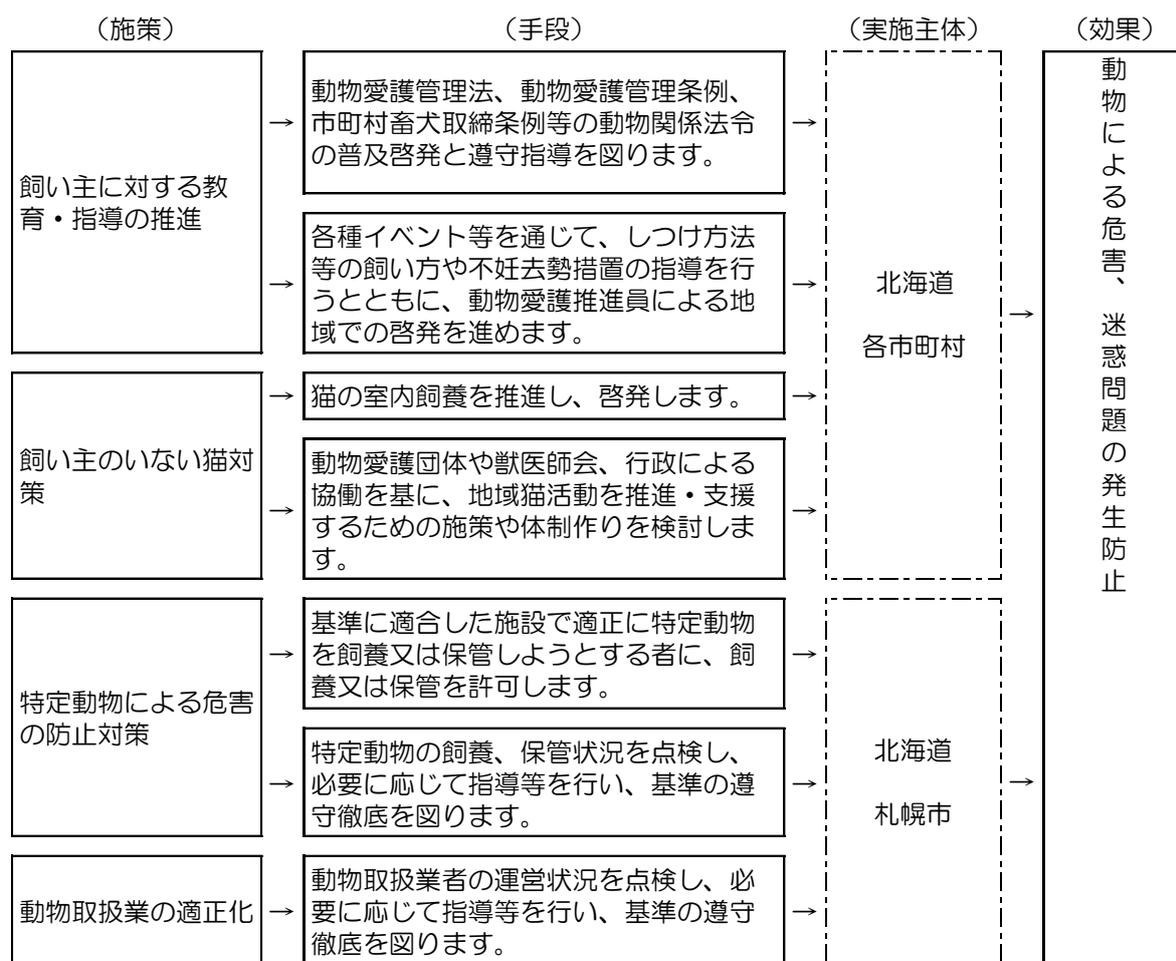
2) 動物による危害や迷惑問題の防止

現状と課題

- 不適切な飼養や著しい多頭飼育、しつけの不備から、咬傷事故などの人に対する危害や周辺住民への迷惑問題が発生している
- 一部において、飼い主のいない猫への恣意的なエサやり等に起因する迷惑問題をめぐる住民間の対立が発生している
- 特定動物（危険な動物として国が指定した動物種）の飼養施設での逸走や人身事故が発生している
- 動物取扱業者の周辺住民から、鳴き声、臭いなどの苦情が発生している

咬傷事故などの動物による危害や、鳴き声や糞などの迷惑問題は、飼い主が適切な管理を怠ることで、発生している事例が少なくありません。

そこで、飼い主に動物の管理を徹底してもらうための施策を進め、動物による危害や迷惑問題の発生防止に努めます。



指標：飼い犬による咬傷事故数

(詳細は 23 ページの「3計画の指標と目標値」参照)

3) 所有者明示（個体識別）措置の推進

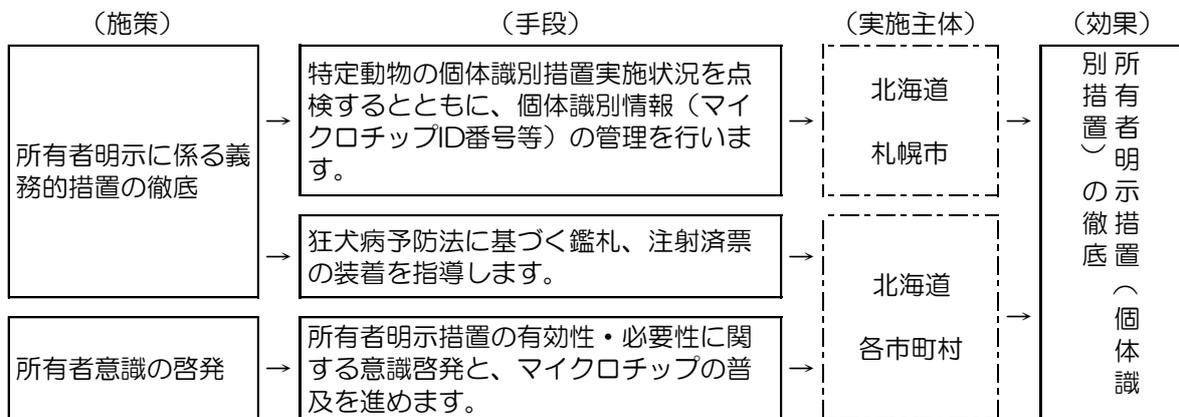
現状と課題

- 犬、猫に関する所有者明示（個体識別）の実施率が低い
- 狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着率が低い
- 猫については、所有者明示の意識が普及していない
- 所有者明示（個体識別）の実施率が低いと、逸走した動物の所有者の発見が困難になる

保健所や動物管理センター等で保護された犬、猫のうち、飼い主に返還されたものは、平成 18 年度当時 10%であったものが、現在 15%程度（平成 28 年度における全道収容犬猫頭数に対する割合）微増しているにすぎません。犬については、狂犬病予防法に基づく鑑札、注射済票の装着が義務付けられていますが、装着されていないものや、首輪がはずれてしまったものなど、飼い主が特定できない事例が多い状況が依然として続いています。

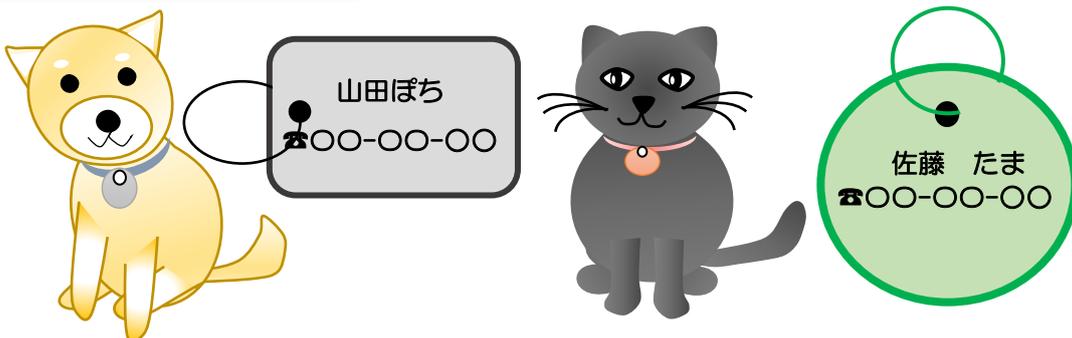
一方、猫については、動物愛護管理条例で室内での飼養に努めるよう規定されていますが、徹底されておらず、また迷子札の装着などの、所有者明示を行う意識がほとんど普及していない状況です。

そこで、迷子となった犬、猫などの愛護動物が、容易に飼い主に返還されるよう、所有者明示措置の啓発を進めるとともに、その方法として、特に個人情報保護され、脱落することのないマイクロチップの装着普及を進めていきます。



指標：犬・猫の返還率

（詳細は 23 ページの「3計画の指標と目標値」参照）



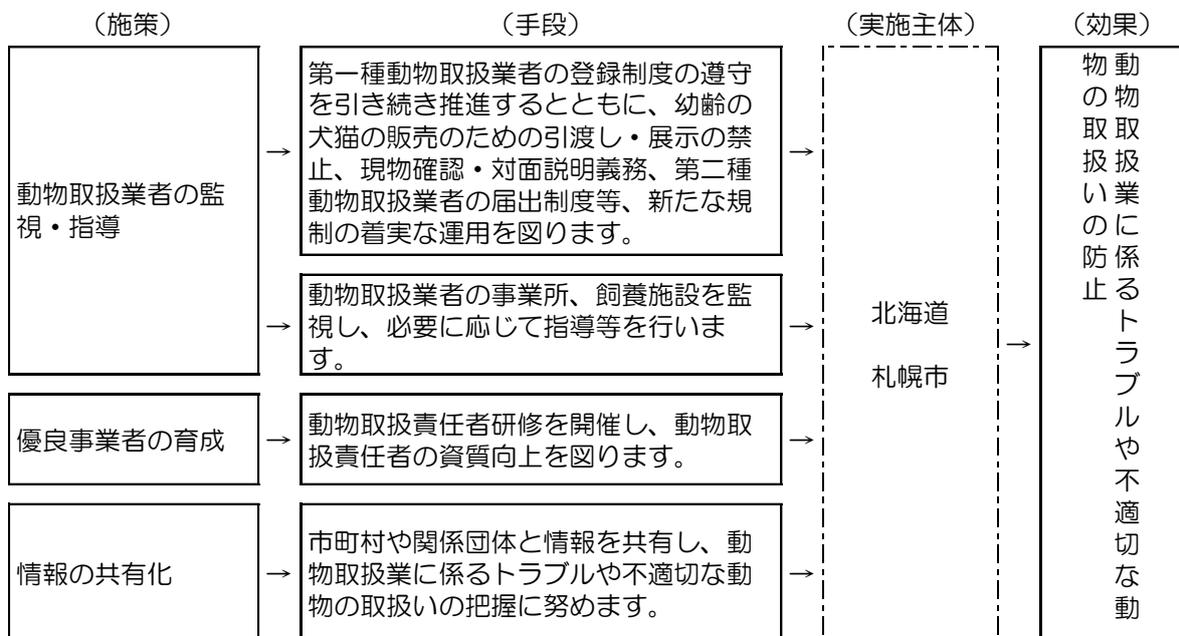
4) 動物取扱業の適正化

現状と課題

- 平成 24 年の動物愛護管理法改正では、動物取扱業者に対する規制が強化された
- ペットの購入などを巡り、動物取扱業者に起因するトラブルが発生している
- 動物は命あるものであるという認識を欠いた動物取扱業者による不適切な動物の取扱いが見られる

一部の動物取扱業者で、動物は商品である以前に命あるものであるという認識が低下しているように見受けられる事例があります。また、一部の動物愛護団体など非営利の動物取扱業者においても、不適切な動物の取扱いが見られます。

そこで、平成 24 年の動物愛護管理法改正による規制強化を踏まえ、動物取扱業者が法令の基準に即した動物の適切な取扱いが行われるよう、監視・指導等を推進し、動物取扱業に係るトラブルや不適切な動物の取扱いの防止に努めます。

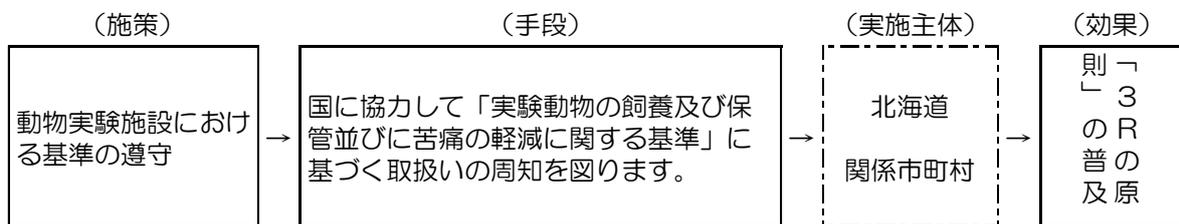


5) 実験動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

- ・ グローバルスタンダードとして「3R(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)の原則」が、普及・定着している
- ・ 実験動物施設における「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守状況については、国が実態把握を行うこととされている

動物実験施設における動物の取扱いについては、国に協力して動物実験施設におけるグローバルスタンダードとして「3Rの原則」の普及に努めます。

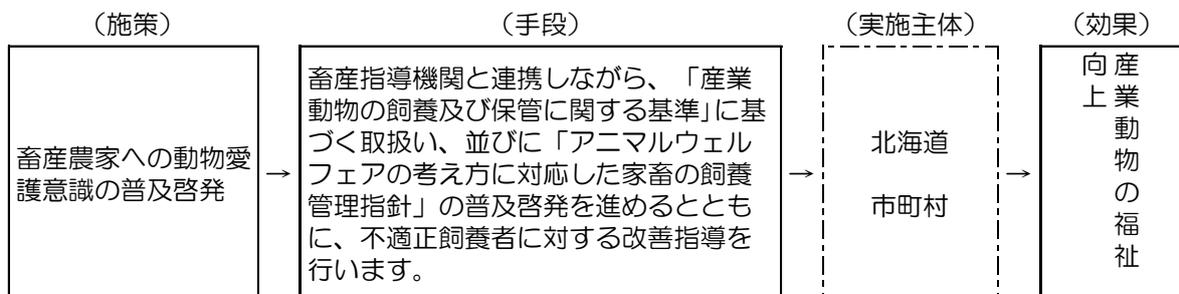


6) 産業動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

- ・ 産業動物についても、動物福祉に配慮した適切な取扱いが求められている
- ・ 産業動物の飼養管理に関しては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」が策定されているほか、畜種ごとの飼養管理基準として、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」(*)が作成されている

家畜などの産業動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」並びに「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の普及啓発に努め、その福祉向上を図ります。



※ 平成21年から、生産者、学識経験者、獣医師、消費者等からなる検討会により作成された、アニマルウェルフェア(=家畜の快適性に配慮した飼養管理)に対応した畜種ごとの飼養管理方法の指針

(2) 普及啓発に関する事項

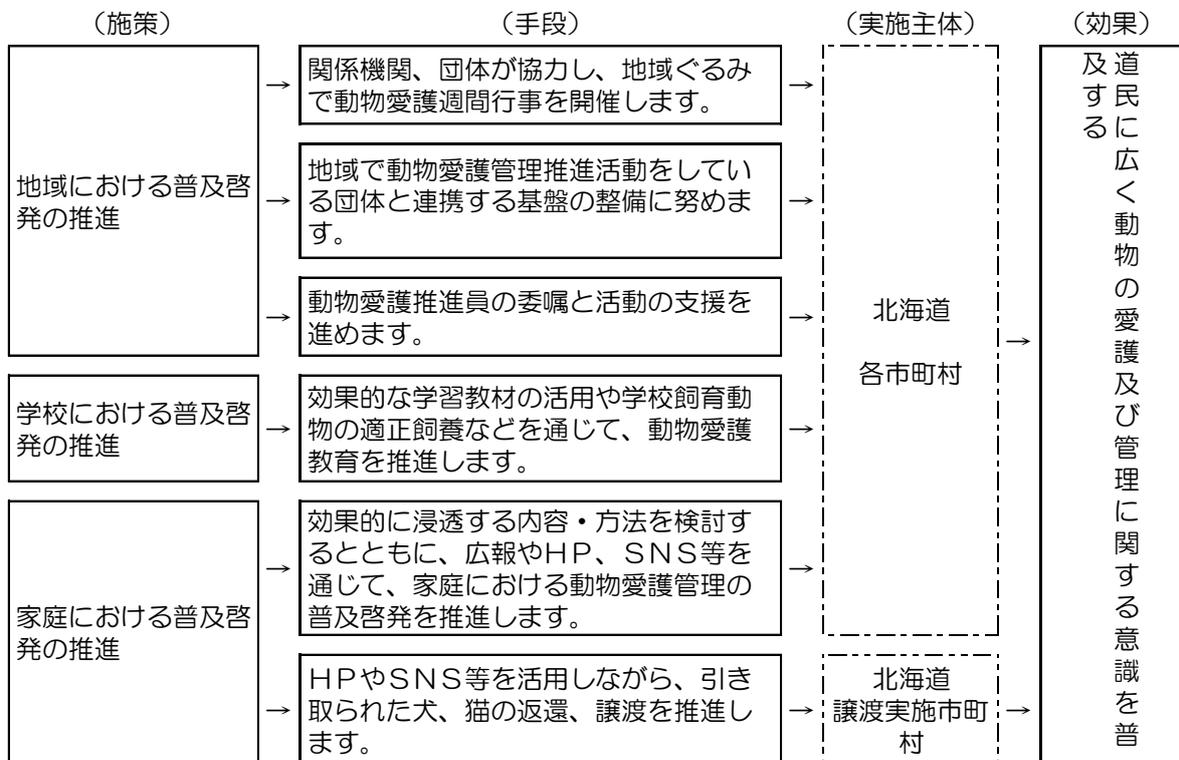
普及啓発

現状と課題

- 普及啓発事業の効果は浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、学校、地域、家庭等における教育活動や広報活動等に取り組むことを通じて道民にさらに広く普及しなければならない
- 個人的な主義・主張に偏向した動物愛護活動を行う者がいる
- 子供の情操を育む上で、動物との触れ合いや適正飼養の経験は重要
- 引取られた犬、猫の致死処分数は、9,786頭（平成18年度）から1,158頭（平成28年度）へと大幅に減少したが（グラフ2参照）、さらなる削減を図る必要がある

動物の愛護及び管理の気風を招来することは、動物を通じた生命尊重と友愛・平和の情操の醸成・涵養に資するものであることから、これが広く社会で受け入れられるようにしていく必要があります。そのための効果的な普及啓発は、地域、学校、家庭などの様々な機会や場面において、行われていくことが必要です。また、普及啓発を通じて、引き取られた犬、猫の致死処分数をさらに削減させる取組を推進することも求められています。

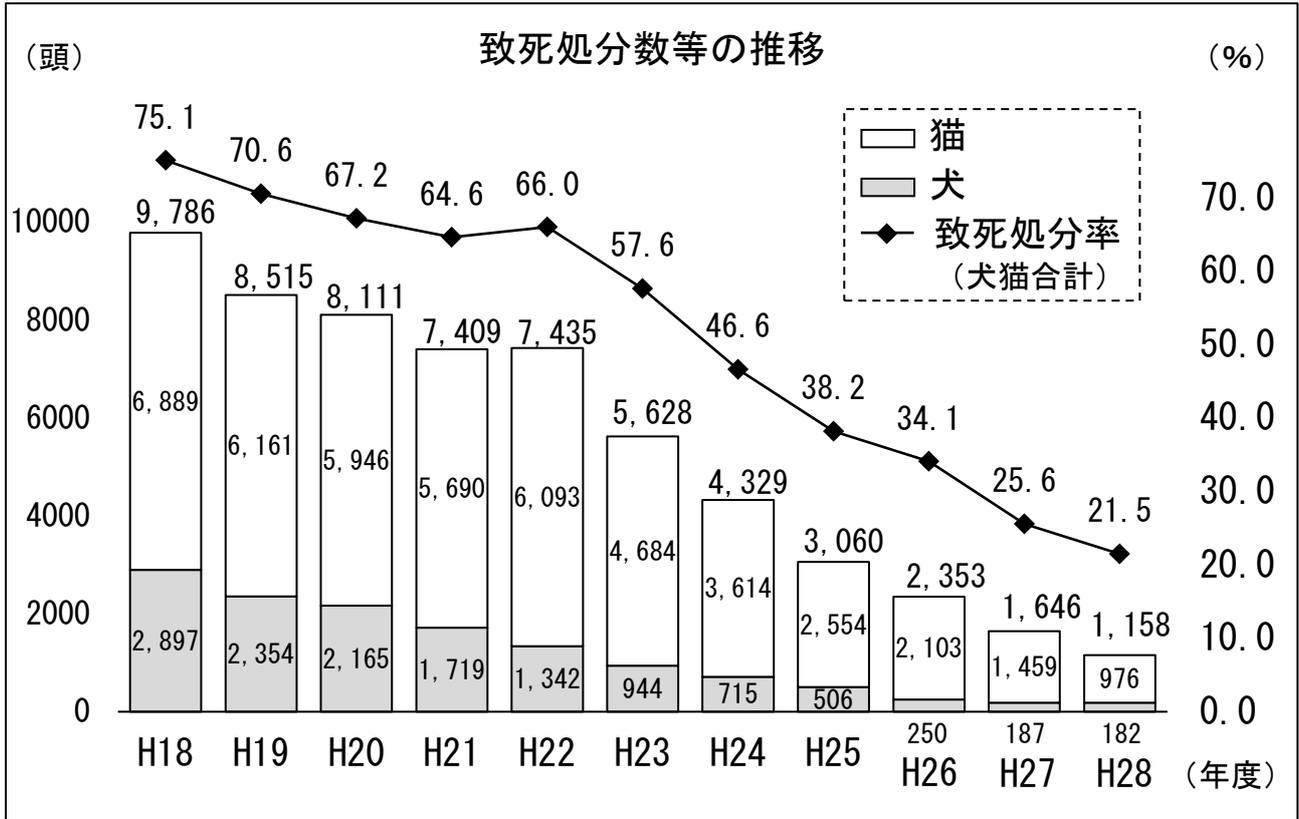
そこで、道民に広く動物の愛護と管理に関する意識を普及するために、様々な団体などと協力しながら、動物愛護推進員制度や広報媒体等を活用した普及啓発に努めるとともに、HPやSNS等を活用しながら引き取られた犬、猫の返還、譲渡をさらに推進します。



指標：犬・猫の致死処分数

(詳細は23ページの「3計画の指標と目標値」参照)

【グラフ2】



(3) 体制整備に関する事項

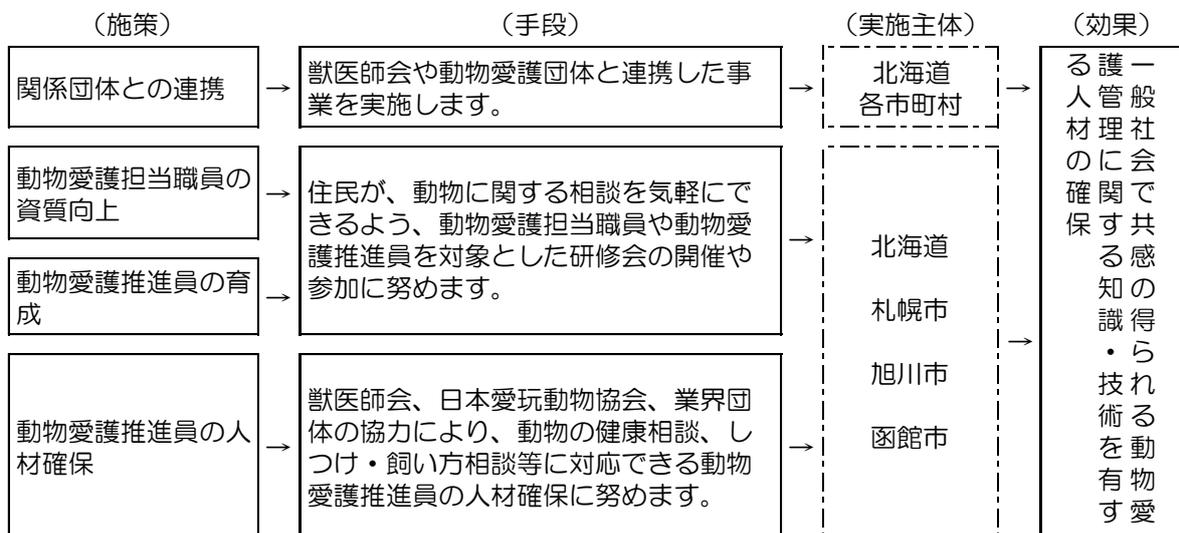
1) 人材育成・確保

現状と課題

- 動物愛護管理の課題は、対象の範囲が幅広く、民間有識者、事業者等の協力が効果的な場合もある
- 動物愛護担当職員や動物愛護推進員には、動物や動物の飼養に関する専門的な知識が求められる場合がある

動物の愛護と管理の課題は、対象が一般道民、来道者、事業者である場合など、それぞれの立場や環境で考え方が異なるほか、対象となる動物も、ペットとして飼養される犬、猫や小鳥、カメといった小動物から、牛、馬やゾウなどの大型動物まで非常に多岐にわたっています。このような、様々な状況に対応できる人材育成が求められるところですが、現実的には、対象ごとの専門的な知識・技術を持つ人材を活用する方が、より適切な対応を進める上では効果的です。

そこで、様々な状況に対応できる動物愛護担当職員の資質向上を進めるだけでなく、専門性の高い関係団体等とも協力し、施策に協力していただく専門的な知識・技術を有する人材の確保もあわせて進めていきます。



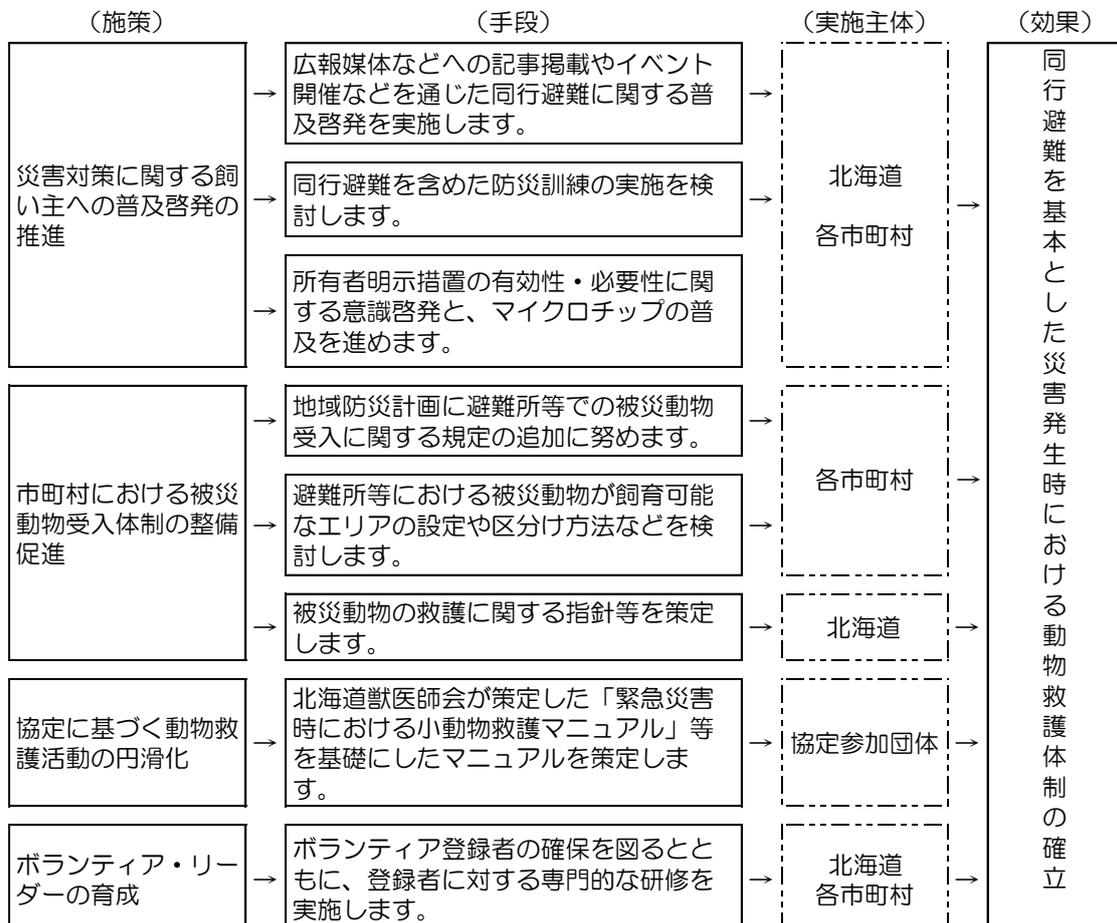
2) 災害対策

現状と課題

- 災害時には、飼い主と動物が同行して避難することが合理的となっている
- 円滑な同行避難に必要な、飼い主の日頃からの準備や市町村における被災動物の受入体制の整備が進んでいない実態がある
- 平成 19 年に、道は、災害時ボランティア登録制度を創設
- 平成 24 年に、道、札幌市、旭川市及び函館市と獣医師会及び関係団体との間で「災害時における動物救護活動に関する協定」(協定)を締結し、大規模災害時には「被災動物救護本部」を設置し、動物救護活動を実施する

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきています。北海道では、平成 12 年の有珠山噴火災害の経験をもとに、動物愛護管理条例における同行避難に努める規定や地域防災計画における避難所での被災動物用スペースの確保等の同行避難を推進する規定を設け、災害時ボランティアの登録制度を創設するとともに、東日本大震災後の平成 24 年には道、札幌市、旭川市及び函館市と獣医師会及び関係団体との間で協定を締結しました。しかし、同行避難のために必要な飼い主による日頃からのしつけ等の準備や市町村等が設置する避難所等での動物の受入体制の整備は進んでいません。

そこで、災害対策に関する飼い主への普及啓発を推進するとともに、地域性や災害の種類に応じた市町村の被災動物受入体制の整備を促進するほか、協定に基づく動物救護体制の整備とボランティア・リーダーとなる人材の育成を図ります。



3) 動物愛護管理機関のあり方検討

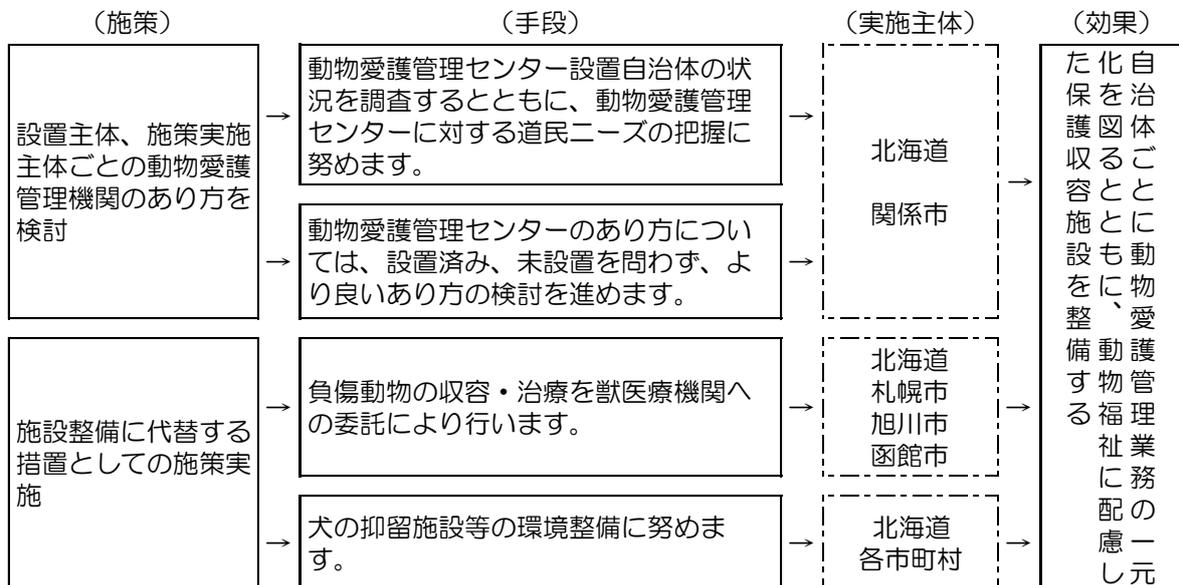
現状と課題

- 現在、札幌市と旭川市に動物愛護管理の専門機関が設置されている
- 動物愛護管理機関の新設に際しては、様々な動物に関する諸施策の推進が一元的に対応できる体制整備が求められている
- 保護収容動物の管理と処分にあたっては、動物福祉上の配慮が求められている
- 自治体の財政等の状況から、施設整備は難しい状況にある

動物の愛護管理に関する専門機関である「動物愛護管理センター」(名称は、自治体によって異なります。)は、全国的に多くの自治体で設置が進んでいるところですが、北海道内では札幌市と旭川市が設置しているのみです。さらに動物愛護管理センターのあり方は、動物愛護思想の醸成に応じて、求められる内容が変化します。

このように、その時代のニーズに応じた動物愛護管理センターの設置や改善をすすめる必要がありますが、自治体の財政的な問題などから難しい状況にあります。

そこで、施設の設置や改善に向けて、情勢の変化と道民のニーズに即した動物愛護管理センターのあり方を検討するとともに、当面、施設整備が難しいという課題については、代替する施策を進めていきます。



(4) その他必要な事項

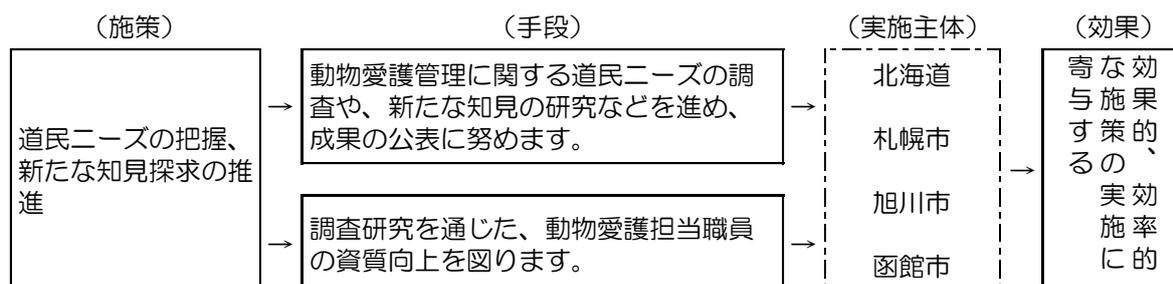
調査研究等の推進

現状と課題

- 飼い主や動物取扱業者等への普及啓発、情報発信等を効果的に進めるには、信頼できる情報や確かな技術を背景とした専門的な観点からの指導、助言が不可欠

飼い主や動物取扱業者などに対し、動物愛護管理の普及啓発や情報発信などを効果的に進めるためには、動物の愛護と管理に関する最新の知見や技術を習得し、或いは道民のニーズを的確に分析した上で、専門的な観点からの指導、助言が不可欠となります。

そこで、獣医師会等の関係団体と連携して、道民ニーズを調査・分析するとともに、国等が実施する新たな知見の調査研究や動物の愛護及び管理に関する全国の事例などの情報収集に取り組み、効果的かつ効率的な動物愛護管理施策の推進に努めます。



3 計画の指標と目標値

計画の達成状況を点検するため、施策別の進行状況を示す指標とその目標値を、次のとおりとします。

《計画の目標》 人と動物とが共生する社会づくりを進める

| 施策 | 指標 | H28年度実績 (基準値) | H39年度 目標値 |
|------------------------|-------------|----------------------------------|--------------------|
| 動物の健康と安全の確保【適正飼養】 | 犬・猫の引取り数 | 犬：1,580頭 猫：3,834頭 計：5,414頭 | 基準値計を半減 |
| 飼い主に対する教育の充実 | | | |
| 飼い主のいない猫対策 | | | |
| 遺棄・虐待防止対策の強化 | | | |
| 動物による危害や迷惑問題の防止【適正飼養】 | 飼い犬による咬傷事故数 | 134件 | 基準値の30%減 |
| 飼い主に対する教育・指導の充実 | | | |
| 特定動物による危害の防止対策 | | | |
| 動物取扱業の適正化 | | | |
| 飼い主のいない猫対策 | | | |
| 所有者明示（個体識別）措置の推進【適正飼養】 | 犬・猫の返還率 | 犬：56.3% 猫：1.5% | 基準値の10%増 基準値の倍増 |
| 所有者明示に係る義務的措置の徹底 | | | |
| 所有者意識の啓発 | | | |

《計画の目標》

道民生活の中で、生命尊重や友愛等、情操面の豊かさを実現

| 施策 | 指標 | H28年度実績 (基準値) | H39年度 目標値 |
|----------------|-----------|------------------------------|--------------|
| 普及啓発【普及啓発】 | 犬・猫の致死処分数 | 犬：182頭 猫：976頭 計：1,158頭 | 基準値計を半減 |
| 地域における普及啓発の推進 | | | |
| 学校における普及啓発の推進 | | | |
| 家庭における普及啓発の推進 | | | |
| 実験動物の適正な取扱いの推進 | | | |
| 産業動物の適正な取扱いの推進 | | | |

